

2025年3月11日

各位

会社名 株式会社Livenup Group
代表者名 代表取締役社長 二川 良介
代表取締役社長 玉川 暁郎
(コード番号: 2977 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役管理部長 岩倉 一生
TEL 03-5418-5100
URL <https://www.livenup.co.jp/>

**臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会招集、
TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請、並びに定款一部変更に関するお知らせ**

株式会社 Livenup Group (本社: 東京都港区、代表取締役社長 二川 良介、代表取締役社長 玉川 暁郎、以下「当社」) は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会 (以下、「本臨時株主総会」という。) 招集のための基準日設定および本臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案 (「上場廃止申請の件」「定款の一部変更の件」) について、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

当社は、TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、本臨時株主総会の特別決議を経た上で、上場廃止申請をすることになります。

記

1. 本臨時株主総会の特別決議を経た上での上場廃止申請を行う目的及び理由

当社は、2019年7月に東京証券取引所 TOKYO PRO Market (以下、「TPM」という。) へ上場いたしました。TPM 上場により、当社の認知度や信頼性が向上し、優秀な人材の確保や事業の発展に寄与できたと考えております。しかしながら、当社は、数年後の一般市場への上場を目指し、既存ビジネスを伸張させつつ、事業承継や M&A 領域の拡大を検討しておりますが、経営環境や不動産市況の変化に迅速に対応するため、スピード感のある経営判断を行うこと、及び「不動産×事業承継×価値共創」のビジネスモデルを追求するため、経営の自由度を高めることから、非公開化したうえで迅速な業績向上を優先することが望ましいと考えました。非公開化後も、TPM 上場によって培われたコーポレートガバナンスや内部管理体制を継続的に強化しつつ、新たな事業展開やステークホルダーとの連携をさらに推進し、一般市場への上場を目指していきたいと考えております。

当社では、これらのことから、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 1 項に基づき、今後、上場廃止申請をすることとしたいと考えております。

2. 本臨時株主総会開催日時及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、本臨時株主総会にて上場廃止申請の件を付議する予定です。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 招集通知発送日 | 2025年4月8日 (予定) |
| (2) 本臨時株主総会開催日 | 2025年4月23日 (予定) |
| (3) 上場廃止申請書の提出日 | 2025年4月23日 (予定) |
| (4) 上場廃止日 | 2025年5月26日 (予定) |

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、上場廃止となる予定です（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第2項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特定の施行規則」第130条）。

3. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により、当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの期間について、担当 J-Adviser としての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

4. 本臨時株主総会に関する基準日について

2025年4月23日（水）に開催予定の本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年3月31日（月）を基準日として定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 公告日：2025年3月11日（火）
- (2) 基準日：2025年3月31日（月）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<https://livenup.co.jp/>

5. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について

- (1) 開催日時 2025年4月23日（水）
- (2) 開催場所 東京都港区三田一丁目4番28号 三田国際ビル24階 当社会議室
- (3) 決議事項
第1号議案 上場廃止申請の件
第2号議案 定款一部変更の件

6. 本臨時株主総会の付議議案（臨時株主総会の目的たる事項）

第1号議案 上場廃止申請の件

本議案の内容は、1. 本臨時株主総会の特別決議を経た上での上場廃止申請を行う目的及び理由に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 定款変更の目的

「第1号議案 上場廃止申請の件」に伴い、全ての株式について譲渡制限株式とすること、並びに監査役会非設置会社にすること等、上場廃止による変更を定款で定めるため、定款の一部変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

現行定款	変更案
(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会	(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>(削除)</u>

4. 会計監査人	3. 会計監査人
新設	(株式の譲渡制限) 第10条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。
新設	(相続人等に対する株式の売渡請求) 第11条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。
(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (削除)
(株式取扱規程) 第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式又は新株予約権に関する取扱い、手数料及び株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第13条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、 <u>単元未満株の買取り</u> その他株式又は新株予約権に関する取扱い、手数料及び株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第12条 (条文省略)	第14条 (現行どおり)
新設	(株主に株式等の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定) 第15条 当社は、当社の発行する株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、その募集事項、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は、取締役会の決議により行う。
第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略)	第3章 株主総会 第16条～第21条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 第19条～第29条 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 第22条～第32条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会 第30条～第32条 (条文省略)	第5章 監査役 第33条～第35条 (現行どおり)
(常勤監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)

<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第38条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役 (監査役が2人以上ある場合にあっては、その過半数) の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 2025年4月23日(予定)
定款変更の効力発生日 2025年5月26日(予定)

以上